

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第六号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表の第三号の項を次のように改める。

<p>三 風水震災火災その他の天災地変により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき</p> <p>ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき</p>	<p>一週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間</p>
---	------------------------------------

第十条第一項の表の第十三号中「出産の日後八週間」の下に「（出産の日以前の期間が六週間に満たないこととなった場合にあつては、その満たない期間を八週間に加算した期間）」を加える。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項の表の第十三号の改正規定は、公布の日から施行する。